

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙1から乙27まで）（以下、乙1から乙27までを総称して「乙」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力について基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請等）

第2条 甲及び乙は、災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各自では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

- (1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）
- (2) その他甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力を要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲又は乙自ら電話等により丙の事務局へ要請することができる。この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第3条 丙は、第2条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって支援協力を行うものとする。

2 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

（費用）

第4条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

（報告）

第5条 丙は、甲及び乙の要請等により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、甲及び乙の要請等により行っている復旧支援協力の業務中に適宜報告を行うものとする。

3 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第6条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDFデータ等の電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

2 丙は、甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

(下水道台帳データの開示)

第7条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告以外に使用してはならない。

(情報の保護)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(広域被災)

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局及び連絡体制)

第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人日本下水管路管理業協会中部支部新潟県部会とする。
- (3) その他の連絡窓口については、別表に掲げるとおりとする。
- (4) 連絡窓口に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

(合同訓練)

第11条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前条項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

3 第1項の合同訓練を実施する場合は、第7条の規定を準用する。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲又は乙と丙が過去に締結した災害時における下水管路施設の復旧支援協力に関する協定は、この協定の締結に伴い、本協定締結日から廃止する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。

2 甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその1通を保有する。また、乙は本協定書の写しをもって本協定の証とする。

令和3年 3月 8日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事 花角 英世

乙1 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

長岡市長 磯田 達伸

乙2 新潟県三条市旭町2丁目3番1号

三条市長 滝沢 亮

乙3 新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市長 櫻井 雅浩

乙4 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市長 二階堂 馨

乙5 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長 大塚 翼一

乙6 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

加茂市長 藤田 明美

乙7 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市長 関口 芳史

乙8 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

見附市長 久住 時男

乙9 新潟県村上市三之町1番1号

村上市長 高橋 邦芳

乙10 新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市長 鈴木 力

乙11 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市長 米田 徹

乙12 新潟県妙高市栄町5番1号

妙高市長 入村 明

乙13 新潟県五泉市太田1094番地1

五泉市長 伊藤 勝美

乙14 新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市長 村山 秀幸

乙15 新潟県阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市長 田中 清善

乙16 新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市長 渡辺 竜五

乙17 新潟県魚沼市小出島788番地

魚沼市長 内田 幹夫

乙18 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長 林 茂男

乙19 新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市長 井畠 明彦

乙20 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

聖籠町長 西脇 道夫

乙21 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

弥彦村長 小林 豊彦

乙22 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地

田上町長 佐野 恒雄

乙23 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

阿賀町長 神田 一秋

乙24 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則幸

乙25 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

湯沢町長 田村 正幸

乙26 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地

津南町長 桑原 悠

乙27 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

関川村長 加藤 弘

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川 健司

別表

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県土木部都市局下水道課	甲 新潟県新潟市東区下山3-680 新潟県土木部流域下水道事務所
乙1 新潟県長岡市大手通2丁目2番地6 長岡市土木部下水道課	乙2 新潟県三条市荻堀830番地1 三条市建設部上下水道課
乙3 新潟県柏崎市鏡町1番11号 柏崎市上下水道局経営企画課	乙4 新潟県新発田市下内竹747番地 新発田市下水道課
乙5 新潟県小千谷市千谷川1丁目13番1号 小千谷市ガス水道局施設課	乙6 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市上下水道課
乙7 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市上下水道局上下水道課	乙8 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号 見附市上下水道局
乙9 新潟県村上市岩船駅前56番地 村上市上下水道課	乙10 新潟県燕市吉田西太田1934番地 燕市都市整備部下水道課
乙11 新潟県糸魚川市一の宮1丁目3番5号 糸魚川市ガス水道局	乙12 新潟県妙高市大字関山1200番1 妙高市ガス上下水道局
乙13 新潟県五泉市村松乙130番地1 五泉市上下水道局	乙14 新潟県上越市藤野新田255番地1 上越市都市整備部生活排水対策課
乙15 新潟県阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局	乙16 新潟県佐渡市真野新町489番地 佐渡市上下水道課
乙17 新潟県魚沼市小出島788番地 魚沼市ガス水道局施設課	乙18 新潟県南魚沼市畔地315番地 南魚沼市上下水道部下水道課
乙19 新潟県胎内市新和町2番10号 胎内市上下水道課	乙20 新潟県北蒲原郡 聖籠町大字蓮野1367番地3 聖籠町上下水道課
乙21 新潟県西蒲原郡 弥彦村大字矢作402番地 弥彦村建設企業課	乙22 新潟県南蒲原郡 田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町地域整備課
乙23 新潟県東蒲原郡 阿賀町津川580番地 阿賀町建設課	乙24 新潟県三島郡 出雲崎町大字川西140番地 出雲崎町建設課
乙25 新潟県南魚沼郡 湯沢町大字神立300番地 湯沢町地域整備部上下水道課	乙26 新潟県中魚沼郡 津南町大字下船渡戊585番地 津南町建設課
乙27 新潟県岩船郡 関川村大字下関912番地 関川村建設課	
丙 新潟県新潟市中央区新光町6番地1 公益社団法人日本下水道管路管理業協会 中部支部新潟県部会	